

■ 食品中の放射性物質への対応（1）

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応（23年3月17日～24年3月31日）
厚生労働省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、基準値を設定（24年4月1日～）

■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始(23年3月18日～)
検査実施状況：23年3月18日～24年3月31日 138,275件、うち暫定規制値超過 1,204件
24年4月 1日～24年4月15日 4,843件、うち基準値超過 157件

■ 超過食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄

■ 食品の出荷制限

【原子力災害対策本部】

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示（23年3月21日～）

■ 食品の出荷制限等の解除

【原子力災害対策本部】

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下

■ 食品中の放射性物質への対応（2）

<出荷制限の対象となっている食品（4月17日時点）>

| 県名 | 出荷制限品目 |
|------|--|
| 福島県 | （一部地域） 原乳、ホウレンソウ・カキナ等の非結球性葉菜類、キャベツ等の結球性葉菜類、ブロッコリー・カリフラワー等のアブラナ科の花蕾類、カブ、原木シイタケ（露地・施設栽培）、原木ナメコ（露地栽培）、キノコ類（野生のものに限る。）、 <u>たけのこ、わさび（畑において栽培されたものに限る。）</u> 、くさそてつ（こごみ）、 <u>ふきのとう（野生のものに限る。）</u> 、ウメ、ユズ、クリ、キウイフルーツ、 米 （平成23・ 24年産 ）、 <u>ヤマメ（養殖を除く。）</u> 、ウグイ、アユ（養殖を除く。）、 イワナ 、イノシシ肉、クマ肉等 （全域） イカナゴの稚魚、牛肉 注1) |
| 茨城県 | （一部地域） <u>原木シイタケ（露地・施設栽培）</u> 、 <u>タケノコ</u> 、茶、 <u>シロメバル</u> 、 <u>スズキ</u> 、 <u>ニベ</u> 、 <u>ヒラメ</u> 、 <u>アメリカナマス（養殖を除く。）</u> 、 <u>ギンブナ（養殖を除く。）</u> （全域）イノシシ肉 注1) |
| 栃木県 | （一部地域）茶、原木クリタケ（露地栽培）、原木ナメコ（露地栽培）、 <u>原木シイタケ（露地・施設栽培）</u> （全域）牛肉 注1）、イノシシ肉 注1）、シカ肉 |
| 千葉県 | （一部地域） <u>原木シイタケ（露地栽培）</u> 、 <u>タケノコ</u> 、茶 |
| 神奈川県 | （一部地域）茶 |
| 群馬県 | （一部地域）茶 |
| 宮城県 | （一部地域） <u>原木シイタケ（露地栽培）</u> 、 <u>スズキ</u> （全域）牛肉 注1) |
| 岩手県 | （一部地域） <u>原木シイタケ（露地栽培）</u> 、（全域）牛肉 注1) |

注1) 福島県、栃木県、宮城県、岩手県の牛肉及び茨城県、栃木県のイノシシ肉に係る出荷制限については一部解除

注2) **太字**については、平成24年4月以降、新たに出荷制限の指示又は指示対象範囲が拡大した品目を指す。



■食品の放射性セシウムに関するモニタリング検査（1）

I. 新基準値を踏まえた新たな検査計画（原子力災害対策本部において3月に策定）

- 対象自治体（17都県）
過去の出荷制限の指示の実績を踏まえ、2グループに分類
- 対象品目
 - ・放射性セシウムの検出レベルの高い食品
 - ・飼養管理の影響を大きく受ける乳及び牛肉
 - ・水産物
 - ・出荷制限の解除後の品目 等
- 対象区域・検査頻度
⇒検出レベル・品目の生産・出荷等の実態に応じて実施



各都道府県等において、具体的な検査計画を策定し、検査の実施

| | 福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県 | | | 青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県 | | |
|-----------------|-------------------------|----------|---------|--|----------|---------|
| | >50Bq/kgの市町村 | 主要産地の市町村 | その他の市町村 | >50Bq/kgの市町村 | 主要産地の市町村 | その他の市町村 |
| >100Bq/kg(※①) | 3検体以上 | 3検体以上 | 1検体以上 | 3検体以上 | 1検体以上 | 1検体以上 |
| 50～100Bq/kg(※②) | 3検体以上 | 1検体以上 | － | 3検体以上 | 1検体以上 | － |
| 乳 | クーラーステーション単位で週1回 | | | 検出状況を考慮して1～2週に1回 | | |
| 牛肉 | 農家毎に3か月に1回 | | | 岩手県は農家毎に3か月に1回 | | |
| 内水面魚 | 週1回程度 | | | 過去の検査結果を考慮して設定 | | |

(※①) いずれかの都県で100Bq/kg超が検出された食品については、表中のすべての都県で検査対象となる。

(※②) 50～100Bq/kgが検出された食品については、右欄の都県では、当該検出結果が出た都県のみ検査対象となる。

| | 福島県、宮城県、茨城県 | 岩手県、千葉県 |
|-----|-------------|----------------|
| 海産魚 | 週1回程度 | 過去の検査結果を考慮して設定 |

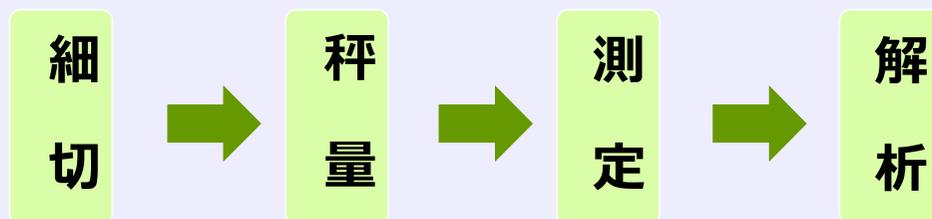


■食品の放射性セシウムに関する検査計画（2）

II. 検査の実施

- ① ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法
- ② NaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いた放射性セシウムスクリーニング法（最終改正：平成24年3月）
← 平成23年7月より、短時間で多数の検査を実施するため導入

<測定の流れ>



■食品の放射性セシウムに関する検査計画（3）

IV.結果の公表

各自治体等で実施された検査結果について、

- 厚生労働省で取りまとめホームページで公表
- 地図上にわかりやすく記載
- 放射性物質が検出されなかった場合は、検出下限値を記載
- 各自治体の検査計画・実施状況をホームページで公表



■食品の検査体制整備等への国の支援

- 検疫所や国立試験研究機関において、引き続き、地方自治体の検査を支援
- 流通段階の買上調査を実施し、必要に応じ自治体による検査強化を要請
- 厚生労働省において、地方自治体による検査結果を集約し、暫定規制値を超えなかったものも含め、迅速に公表
- 地方自治体等の機器整備に対して、支援措置を実施
 - (厚労省) 都道府県、保健所設置市、特別区の行う食品衛生法に基づく食品中の放射性物質検査に必要な検査機器導入に対する補助
 - (農水省) 都道府県、市町村、農業者団体等における食品中の放射性物質検査に必要な検査機器導入に対する支援
 - (消費者庁) 地域住民が消費する食品中の放射性物質検査を行うための都道府県、市町村への機器貸与



引き続き、関係省庁が連携して、地方自治体のモニタリング検査の実施を支援し、食の安全・安心の確保に努める。

■ 参考

- **厚生労働省ホームページ**

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

- トップページ「東日本大震災関連情報（厚生労働省からのお知らせ）」
- 食品中の放射性物質の検査について

- **首相官邸ホームページ**

<http://www.kantei.go.jp/saigai/index.html>

- 東日本大震災への対応～首相官邸災害対策ページ～